

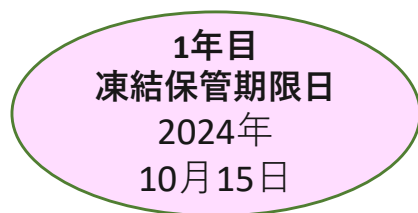
# 凍結保管検体（凍結受精卵・凍結精子）更新手続きについて

手続き期間は保管期限月の1日から月末です

例) 保管期限：10月15日のかた → 手続き期間：10月1日から10月31日まで

保管延長を希望する場合		保管延長を希望しない場合
<b>自費</b> (治療中でないかた)	<b>保険</b> (治療中または治療再開希望のかた)	・凍結受精卵廃棄処分同意書の提出 (郵送または生殖医療科外来に持参)
<ul style="list-style-type: none"> <li>凍結受精卵延長保管同意書の提出 (郵送または生殖医療科外来に持参)</li> <li>延長保管料金を支払う (振込または病院会計窓口)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続き期間中に生殖医療科を受診する</li> <li>凍結受精卵延長保管同意書の提出 (郵送または生殖医療科外来に持参)</li> <li>延長保管料金を支払う(病院会計窓口のみ)</li> </ul>	

例)



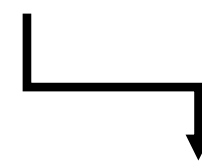
保管延長を希望する場合

- 延長保管同意書に署名・提出
- 延長保管料金の支払い

手続き期間  
2024年10月1日から10月31日



2024年9月初め頃(保管期限の前月初め)に  
当院に登録されている住所に書類を郵送します  
(お知らせ、同意書2種類、返送用封筒など)



2025年9月初め頃(保管期限の前月初め)に  
前年同様、書類を郵送します

保管延長を希望しない場合

- 廃棄処分同意書に署名・提出